10分でわかる 「LGBT法案」

1) 「LGBT法案」ができるまで

	国会の動き	関連する動き
2010年代		いわゆる「 LGBTブーム 」(経済誌 での特集、渋谷区・世田谷区での パートナーシップ導入など)
2014年		ソチ五輪を前にロシアが「同性愛 宣伝禁止法」を制定 →IOCは 五輪憲章 に「性的指向」に 基づく差別の禁止を明記
2015年	「LGBTに関する課題を考える議員 連盟(超党派LGBT議連)」発足	「 LGBT法連合会 」設立 →「LGBT差別禁止法」の制定を求 めて議連に対する働きかけを開始
2016年	野党が「LGBT差別解消法案」を国会提出①→自民党は審議に応じず 自民党は「性的指向・性自認に関する特命委員会(LGBT特命委員会)」を設立	性的マイノリティ関連団体として「 LGBT理解増進会 」が作られ、代表理事の繁内幸治氏が特命委員会のアドバイザーとして就任
2017年		院内集会「 レインボー国会 」開催 →その後毎年開催(今年で5回目)

1) 「LGBT法案」ができるまで

	国会の動き	関連する動き
2018年	野党が「 LGBT差別解消法案 」を国 会提出②→自民党は審議に応じず	東京都が 人権尊重条例 を制定 :性的指向や性自認に関する差別 的取扱いの禁止を明記
2020年	稲田朋美議員、自・LGBT特命委員 会の委員長に就任	国際署名キャンペーン「Equality Act Japan – 日本にもLGBT平等法 を 」が始動
2021年		
3月	LGBT理解増進法案が成立した場合、 管轄は「 内閣府 」と決定	上記署名 約10万筆 を各政党に提出
4月	自・特命委員会が「 LGBT理解増進 法」要綱 を取りまとめ、 議員立法 で今国会での成立を目指す	有志による緊急声明が5月2 日に出されると、6日午前 10時までに4438名が賛同
	超党派LGBT議連で、法案に関する 与野党間協議 が開始	
5月	超党派議連で、 法案の目的・基本 理念に「差別は許されない」とい う文言を追加 した修正案示される	「差別的取扱いの禁止の明記」を 求める要望書を超党派議連に送付

「LGBT法案」がおわるまで



差別解消は 絶対必要

何が差別か不明 まずは理解!

過剰な権利主張NO





立憲民主党

自民党

成立させたい



KOMEITO 公明党 選挙も近いし リスクはNG

成立させたくない



党3役(とってもえらい)

3)性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の概要

全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであると の理念に則り、性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下に、性的指向及び性自認の多様性を受け入れ る精神を涵養し、もって性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地 方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定める。

- <餡:法案の中身(理解増進)>

- 第8条(公表義務) 国は毎年1回、施策の実施状況を公表しないといけません 第9条(基本計画) 第3条の理念に則って、国は理解増進に関する基本計画を作って閣議決定・公表しないといけません(3年ごと更新) <味:中身の質向上>
- 第13条(民間促進)

第14条(連絡会議)

<皿:法案の実施方法>

附則第1条 この法律は世間に発表されたその日から施行されます 附則第2条 施行後3年をメトに施行状況をみて必要な検討・措置を講じないといけません

国(関係省庁)の連絡会議を設けます

附則第3条 この法律は内閣府で所管します

<皮:法案の前提> 第1条(目的規定) この法律の目的は、差別は許されないとの認識の下で、性的指向・性自認の多様性を受け入れる社会を作ることだよ 第2条(定義規定) この法律では「性的指向」「性自認」をこう定義するよ

第3条(基本理念) 差別は許されないとの認識の下で、共生社会実現に資するような施策を作らないとダメだよ

第4条(国の役割) 第3条の理念に則って、国は施策を策定・実施するよう努力しないといけません

第5条(地方役割) 第3条の理念に則って、自治体も国と連携しながら施策を策定・実施するよう努力しないといけません 第6条(**会社**役割) 第3条の理念に則って、事業主も労働者の理解増進や国・自治体への協力を行うよう**努力**しないといけません

第7条(学校役割) 第3条の理念に則って、学校も理解増進に向け教育や国・自治体への協力を行うよう努力しないといけません

第10条(調査研究) 国は理解増進に必要な調査研究をしないといけません 第11条(知識普及) 国・地方・会社・学校は調査研究結果を踏まえて、得られた知識の普及に**努力**しないといけません

第12条(相談体制) 国・地方・会社・学校は性的指向・性自認に関する問題の相談体制を整えないといけません 国・地方は民間活動が活発になるよう**啓発**しないといけません

4) LGBT法案のメリット

- ・施策の可視化(アクセス改善・進捗過程の公開)
- ・「前例」としての意義
- ・議論の活発化

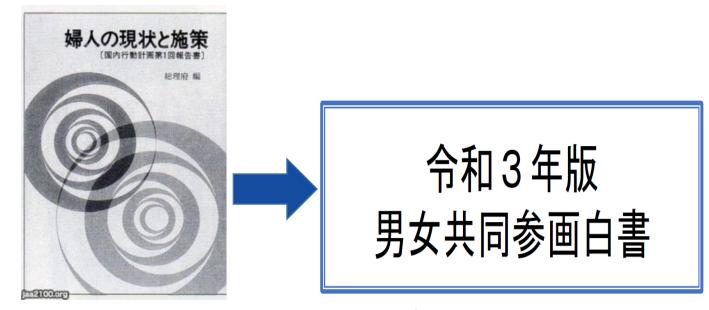




- ①厚生労働省HPにアクセスする
- ②「政策について」をクリック
- ③「分野別の政策一覧」をクリック
- ④「雇用・労働」をクリック
- ⑤「雇用環境・均等」をクリック
- ⑥「職場におけるハラスメントの防止のために」をクリック
- ⑦パンフレット「職場におけるパワハラ対策が 事業主の義務になりました!」をクリック

5)LGBT法案のデメリット

- ・施策の硬直化(理念論・スローガン化)
- ・「言い訳」としての弊害
- ・同性婚やパートナーシップ制度へのバックラッシュ の可能性



1978年から続いている歴史ある白書です! ジェンダー・ギャップ指数、**156**か国中**120**位ですが何か?

6) まとめ

全てが終わったわけではない:爪痕は残した

度の向上などに取り組む。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会 全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/decision0618.html

「LGBTは種の保存に背く」――自民党が5月20日に開いた会議で、出席者から差別的な発言があったことを受け、発言の撤回と謝罪を求める署名キャンペーンが立ち上がった。20日の午後11時半ごろに始まった署名には、21日13時時点で3万2000人を超える人が賛同している。会議では、5月14日に超党派の議連で合意した「LGBT理解増進法案」の審査が行われた。



https://www.huffingtonpost.jp/entry/fight-law-signature-commangin_po_forms/post_commander_comman



(参考:LGBT理解増進会)



LGBT理解増進法とは

Association for the Promotion of LGBT Understanding

自民党性的指向・性自認に関する特命委員会が法制化を進めている法案で、正式名称は「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する 法律」です。

差別禁止ありきではなく、あくまでもLGBTに関する基礎知識を全国津々浦々に広げることで国民全体の理解を促すボトムアップ型の法案です。

理解増進法と差別禁止法

わが国のLGBTを巡る現状を直視すると、今後の人権推進には、当事者間を含む多くの賛同が得られていますが、パートナーシップ制度、同性婚は、未だ国民的な議論が足りないと考えます。さらに差別禁止法は、賛否が大きく分かれています。

自民党の稲田朋美元防衛相が共同代表を務める議員連盟「女性議員飛躍の会」の勉強会が東京・永田町で開かれた。国会議員や地方議会議員らを前に、自民党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」でアドバイザーの肩書を持つ繁内幸治氏が話した。テーマは「暴走するLGBT」だった。

講演はマスコミに公開されなかったため、参加者の証言をまとめてみた。繁内氏は、自民党案が法律化されなければ、トランスジェンダーを巡って「(男性である)自分が今日から女性だと言えば、女湯に入れるようになる」と指摘。性別を自己申告するだけで、男性が女性のスポーツ競技に参加したり、女性用の公衆浴場に入ったりすることが可能になるかのように説明した。その結果、こうした環境が「女性を危険にさらす」として、トランス女性が女性や女性の活躍にとって脅威になる、という説を披露したという。

https://lgbtrikai.net/index.html#tokai

https://mainichi.jp/articles/20210509/k00/00m/010/077000c

(参考:LGBT法連合会)



(参考:自民党のLGBTに関する考え方)



目指す方向性

カムアウトできる社会ではなく、カムアウトする必要のない、 互いに自然に受け入れられる社会を実現します。すなわち、 勧告の実施や罰則を含む差別の禁止とは一線を画し、あく まで社会の理解増進を図りつつ、当事者の方が抱える困難の 解消を目指します。



同性婚・ パートナーシップ 制度について

憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて 成立」が基本であることは不変であり、同性婚 容認は相容れません。また、一部自治体が採用 した「パートナーシップ制度」についても慎重な 検討が必要です。



ジェンダーフリーに ついて

性的指向・性同一性(性自認)の多様性を受容することは、性差 そのものを否定するいわゆる「ジェンダーフリー」論とは全く 異なるものであり、一線を画します。特に、教育現場等において、 これらの問題を政治的に利用しかねない団体の影響に対して、 細心の注意を払って対応しなければならないと考えます。

以上の考え方に立ち、まずは、これらの問題に対する党内の理解を促進すべく、今般、国会議員や地方議員等を対象とする本Q&Aを作成しました。当事 者の方が社会、職場、学校の場でつらい思いや不利益を被ることなく、安倍 政権が掲げる「一個総活躍社会」の一員として、自分らしい生き方を貫ける社 会を実現するため、ぜひ、こ一続くださいますようお願い申し上げます。

> 平成28年6月 自由民主党 政務調査会

自民党のパンフレット「性的指向・性同一性(性自認)の多様性って?~自民党の考え方」

(参考:議員立法のプロセス)

議員立法のプロセスの概観

